諮問事項　別紙

令和７年度特別区基準保険料率の設定等について

１　納付金の算定結果

（１）令和７年度東京都の国保財政概要

【図１】東京都の国保財政概要



（２）納付金額及び前年度比較

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事項 | 令和６年度 | 令和７年度 | 増減 | 伸び率 |
| 被保険者数 | 247万6千人 | 245万4千人 | △2万2千人 | △0.9% |
| 給付費総額 | 8,096億円 | 7,796億円 | △300億円 | △3.7% |
| １人当たり給付費 | 326,924円 | 317,639円 | △9,285円 | △2.8% |
| 納付金総額 | 4,621億円 | 4,341億円 | △280億円 | △6.1% |
| １人当たり納付金額 | 213,354円 | 203,341円 | △10,013円 | △4.7% |

【納付金総額の主な減要因】

　・給付費の減

　・決算剰余金活用額の増

　・国の普通調整交付金の増

　※１人当たり納付金額は、被保険者数の減少率が鈍化した影響もあり、減となった。

（３）医療費指数反映係数

　　係数「α」を0.66とする。

保険料水準の統一（納付金ベースの統一）に向けた動き

（以下、令和6年3月12日運営協議会資料より）

【図２】工程表（東京都国民健康保険運営方針より）



＊「α」の引下げに加え、現在区市町村ごとの収入・費用としている項目の一部（審査支払手数料）を都全体での共同負担とする。

◇保険料水準統一の定義

・「納付金ベースの統一」：納付金に各市町村の医療費水準を反映させない。

・「完全統一」：同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする。

◇保険料水準を統一する意義

・高額な医療費の発生等による年度間の保険料の変動を抑制、国保財政運営を安定化

・同じ保険給付を同じ保険料負担で受けられることで被保険者の公平性を確保

◇医療費指数反映係数「α」

　　・医療費指数を納付金にどの程度反映させるかを表す係数。「α＝１」なら区市町村ごとの医療費水準が反映され、「α＝０」なら反映されない。

２　特別区基準保険料率の検討

（１）特別区の納付金額

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | | 令和６年度 | 令和７年度 | 増減 | 伸び率 |
| 納付金総額 | | 3,275億円 | 3,075億円 | △200億円 | △6.1% |
| 内訳 | 医療分 | 2,283億円 | 2,079億円 | △204億円 | △8.9% |
| 後期高齢者支援金分 | 725億円 | 733億円 | ＋8億円 | ＋1.1% |
| 介護納付金分 | 267億円 | 263億円 | △4億円 | △1.5% |
| 被保険者数 | | 170万7千人 | 169万9千人 | △8千人 | △0.5% |

（２）特別区独自の激変緩和措置（納付金の組入率）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | H30 | H31 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
| 納付金算入割合 | 94% | 95% | 96% | 96% | 97.3% | 97.3% | 98% | 99% |

（３）基準保険料率の算定

　①　賦課総額（保険料の対象となる金額）の算出

　　・納付金額に特別区独自の激変緩和措置を反映

　　・特定健診、出産一時金等の経費を加算、公費による補填分を減算

【図３】賦課総額算出のイメージ



②　令和７年度特別区基準保険料率等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 所得割率 | 均等割額 | 賦課限度額 | 賦課割合※1 |
| 基礎分 | 7.71% | 47,300円 | 66万円 | 58:42 |
| 後期高齢者支援金分 | 2.69% | 16,800円 | 26万円 | 58:42 |
| 介護納付金分 | 2.25%※2 | 16,600円 | 17万円 | 58:42 |

※１　賦課割合（所得割と均等割の比率）

　　制度の原則に基づき、都の所得水準による割合で設定した。

※２　介護納付金分所得割率（参考として特別区統一の料率を設定）

　　令和８年度から統一の基準料率による運用、それまで経過措置期間として各区設定が可

３　賦課限度額の引上げ及び均等割軽減（５割・２割軽減）判定所得の引上げ

【図４】賦課限度額・均等割軽減判定所得引上げのイメージ

